

2023年8月25日(No. 513)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・領事保護援助条例
- ・私募投資基金監督管理条例
- ・食品取扱許可及び届出管理弁法
- ・生成系人工知能サービス管理暫定弁法
- ・「セルフメディア」の管理の強化に関する通知
- ・刑法改正案(十二)(草案)
- ・生産安全事故制裁金処罰規定(改正意見募集稿)
- ・ネットワーク暴力情報に関する管理規定(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 22 回(中国メインランド)

日時:2023 年 5 月 18 日(木)

「中国からの個人情報の越境移転～標準契約方式の解説～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

第 23 回(中国メインランド)

日時:2023 年 6 月 15 日(木)

「中国ハイブリット法務 ～中国の政治経済と法律の密接な関係～」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 24 回(中国メインランド)

日時:2023 年 7 月 20 日(木)

「中国広告法の概要～ネット広告におけるステマ規制の本格化も踏まえて～」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

上海オフィス顧問 繆 媛媛

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国広告規制」](#)

8 月 23 日配信

講師:パートナー弁護士 若林 耕

[「中国ハイブリッド法務～政治・経済・文化と法律の関係～」](#)

7月5日配信

講師：パートナー弁護士 射手矢 好雄

[「中国法の極意」](#)

6月28日配信

講師：パートナー弁護士 射手矢 好雄

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

- 今号 8 月号の注目法令は、2023 年 7 月 10 日に公布された「生成系人工知能サービス管理暫定施行弁法」である。アメリカの OpenAI が提供する「Chat GPT」や、中国の百度(バイドゥ)が提供する「文心一言」等、いわゆる生成系 AI が普及する中、虚偽情報の生成、個人情報に対する侵害といった問題も指摘されている。このような背景もあり、本年 4 月 11 日には、本弁法の意見募集稿(生成系人工知能サービス管理弁法(意見募集稿))が公表されていた。

正式に公布された本弁法においては、生成系人工知能サービスの提供・使用の条件(①社会主義核心価値観の堅持、②民族、性別等に対する差別の防止措置の採用、③知的財産権の尊重・不正競争行為の禁止、④他人の合法的権益の尊重、⑤生成コンテンツの正確性・信頼性を高める措置の採用)が規定されている(4 条)ほか、国は、生成系人工知能サービスに対して、分類・等級付け監督管理を行い(3 条)、国の関連主管部門は、相応する分類・等級付けガイドラインを制定することになっている。しかしながら、分類・等級付け管理が如何なるものか明らかにされておらず、またガイドライン等も未公表である。このように中国国内のサービス提供においては確かに規制は行われるものの、具体的な内容・態様は不透明という状況があり、今後の中国の生成系 AI 産業・サービス全体の動向に与える影響は大きいものと思われる。

- その他に、国家インターネット情報弁公室による「「セルフメディア」の管理の強化に関する通知」も注目される。最近、中国では「セルフメディア」(中国語では「自媒体」という)という言葉をよく耳にする。セルフメディアとは、SNS などで発信するアカウントのことを意味している(例: Weibo や Weixin 公衆号等)が、近年では、企業なども積極的に SNS アカウントを情報発信に利用しているため、セルフメディアの発信者は必ずしも個人に限らず、主に既存メディアとの区別において「セルフメディア」という用語が用いられている。セルフメディアは、新しいメディアや広告媒体としての力を持つとともに、フェイクニュースの発信や著作権の侵害などの問題もはらんでいる。折しも、中国では、「インターネット広告管理弁法」が本年 5 月 1 日から施行され、セルフメディアを通じての広告規制(ステマ規制等)が強化されているところ(詳細は、[2023 年 4 月 27 日配信のニュースレター\(No. 509\)](#)の Lawyer's Eye をご参照)、本通知は、セルフメディアを通じてのフェイクニュース等の発信等を規制していくものである(主には、セルフメディア・サービスを提供するプラットフォームに対し、セルフメディアの管理責任を負わせるという建付けである。)。このように、セルフメディアに対する規制が、近年の広告規制やデータ規制と足並みを合わせる形で、一気に強化されていることに留意が必要である。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

領事保護援助条例

[ポイント] 本条例は、国外における中国籍の個人(留学生、旅行客、駐在員等)や、法人・非法人組織に対する、領事による保護や援助の強化を目的とする行政法規である。中国の在外公館(大使館及び領事館)による領事保護・援助は、国外における自国民の保護、ひいては、中国による対外進出の推進及びのために、

従前より重要な役割を果たしている。近年、「一帯一路」構想の推進等に伴い、ますます多くの中国籍の個人・企業・団体が海外進出している一方で、海外における安全情勢も複雑化し不安定となっていることから、領事保護・援助のニーズがさらに高まっていることを受け、本条例が制定されるに至った。

本条例は全 27 条からなり、領事保護・援助に関わる各方面(主に外交部及び在外公館)の職責や、領事保護・援助にかかる受理の方法を明確化するとともに、領事保護・援助の具体的な内容(例えば、犯罪等の嫌疑がかけられている者の援助や、基本的生活の保障が困難となった者の保護、不慮の事件・事故に遭った者の保護、駐在国において戦争・自然災害・感染症・テロ等の重大な事件が発生した場合の人身・財産の保護等)も定めている。その他にも、国务院文化観光主管部門が外交部と協力して海外の観光地の安全リスクを公表すべきことや、海外旅行事業を扱う旅行者において高リスク地域への渡航に関する安全リスクの注意喚起を行うべきこと等も規定している。

[原文] 領事保护与协助条例 (国令第 763 号)

[公布／公表機関] 国务院 (国务院)

2023 年 7 月 13 日公布、2023 年 9 月 1 日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

<金融>

私募投資基金監督管理条例

[ポイント] 私募投資ファンドに関する初の行政法規レベルの法令である。私募投資ファンドとは、中国において適格投資家から非公募で資金を調達し、ファンドマネージャーの管理の下で投資活動を行うことで設立される私募証券投資ファンドと私募株式投資ファンドを指す。前者は主に上場株式や債券などに投資し、後者は主に非上場企業の株式に投資する。本条例は、各形態の私募投資ファンドを一元的に規範化することによって、投資促進と共に、投資家の保護に資することを目的としている。既存の部門規定(例えば証券取引委員会が公布した「私募投資ファンド監督管理暫定弁法」)をベースにしつつ、全体的に見直しをしている規定となっている。

1. 適用範囲

非公開で資金を調達し、ファンドマネージャーまたはゼネラルパートナー(GP)が運用し、投資家の利益のために投資活動を行うために設立された投資ファンド、および投資活動を行う目的で設立された会社やパートナーシップであれば、本条例の適用があるとされる(2 条)。契約型、会社型、パートナーシップ型などの異なる組織形態の私募投資ファンドがカバーされる。

2. ファンドマネージャーに関する規制

ファンドマネージャー、その支配株主、ゼネラルパートナー(GP)及び実質的な支配者に関する欠格条件を定めており、ファンドマネージャーの董事、監事等にも欠格条件を定める。例えば、直近 3 年において重大な法令違法行為により金融管理部門から行政処罰を受けたこと、嚴重的信用不良記録がある等が挙げられている。ファンドマネージャーは証券取引委員会の受託機関(中国証券投資ファンド業界団体)において登録しなければ、投資活動はできない。

3. 資金調達と投資業務の規制

資金募集対象は適格投資家に限る。新聞、ラジオ、テレビ局、インターネットなどのマスメディア、電話、テキストメッセージ、インスタントメッセージングツール、電子メール、チラシ、セミナーなどを通じて不特定多数の対象に対して宣伝してはならず、虚偽、一方的、誇大な方法で宣伝してはならない。また、資金募集完了後の 20 営業日以内で、ファンド契約書、投資家の基本情報と引受金額等をファンド登記機関にて届出を行わなければならない。

4. ベンチャーキャピタルファンドの特別規定

未上場企業のアーリーステージでの投資を行うベンチャーキャピタルファンド(創業投資基金)については、他の私募投資ファンドより、一定の緩和管理策を定める。例えば登録・届出手続きの簡素化、資金募集、エグジット等において便宜を図ると定めているが、具体的な措置は本条例には規定されていない。

[原文] 私募投资基金监督管理条例 (国务院令第 762 号)

[公布/公表機関] 国务院 (国务院)

2023 年 7 月 9 日公布、2023 年 9 月 1 日施行

執筆担当: 中国弁護士 胡絢静

<社会法>

食品取扱許可及び届出管理弁法

[ポイント] 本弁法は、現行の「食品経営許可管理弁法」を改名した上で、改正したものである。本弁法は、もともと食品の経営(販売)に対する行政当局による監督・管理を目的として制定されている。近年の「食品安全法」等の改正に合わせて、また(後述するような)食品業界の新業態に対する管理・改善に対応するため、今回の改正が行われた。重要な改正点は以下のとおりである。

1. 包装食品販売の届出

2021 年の「食品安全法」の改正により、包装食品の販売のみの経営に従事する場合は、許可から届出管理に変更された。今回の改正において、包装食品の販売の届出に関して、届出の範囲、届出義務者の資格要求、届出情報の開示等において、より詳細な内容が規定されている。

2. 食品経営の新業態の管理の明確化

例えば、自動設備によって食品経営を行う等の新しい業態について、それに応じた食品経営許可の申請手続きが明確に規定されている。例えば、申請の際に、設備の設置場所、食品安全リスクの管理計画、食品経営許可証の掲示方法などに関する資料の提出が要求される。

3. 食品経営項目の詳細化

本弁法の対象となる食品経営項目は、大きく食品販売、飲食サービス、食品経営管理の三つに分けられている。この点、食品販売チェーン管理、飲食サービスチェーン管理、飲食サービス管理は明確に食品経営管理に該当すると規定された。これまでは、実務上、食品チェーンの本部、飲食サービス管理主体等は、直接食品経営を行うことがなかったため食品経営許可の取得は不要とされていたが、今回の改正により、食品経営許可の取得が必要となっている。

上記の改正のほか、食品経営許可のための提出資料の簡素化、審査時間の短縮、一部の許可事項の事後報告事項への変更等、食品経営許可申請手続きの簡素化に関する改正も行われた。また、関連違法行為に対する処罰も調整されており、期限を定めた是正命令等の柔軟な措置も追加された。

[原文] 食品经营许可和备案管理办法 (国家市场监督管理总局令第 78 号)

[公布/公表機関] 国家市场监督管理总局 (国家市场监督管理总局)

2023 年 6 月 15 日公布、2023 年 12 月 1 日施行

執筆担当: 北京事務所顧問 李彬

生成系人工知能サービス管理暫定弁法

[ポイント] 2023 年 7 月 10 日、生成系 AI 技術の発展・応用の促進、並びに国家安全及び社会公共利益の保護等のため、国家インターネット情報弁公室等の 7 部門は、「ネットワーク安全法」「データ安全法」「個人情報保護法」「科学技術促進法」等の法令に基づいて、「生成系人工知能サービス管理暫定施行弁法」(以下「本弁法」という。)を公布した。アメリカの OpenAI が提供する「Chat GPT」や、中国の百度(バイドゥ)が提供する「文心一言」等、いわゆる生成系 AI が普及する中、虚偽情報の生成、個人情報に対する侵害といっ

た問題も指摘されている。このような背景もあり、2023年4月11日、本弁法の意見募集稿(生成系人工知能サービス管理弁法(意見募集稿))が公表されていた。

本弁法は、意見募集稿と同様、生成系 AI が満たすべき条件や生成系 AI のサービス提供者の義務等を定め、8月15日に施行される予定である。その主な内容は、以下のとおりである。

1. 適用範囲:生成系人工知能技術(文書、図面、音声又は映像等のコンテンツを生成する能力を有するモデル及び関連技術。22条1号)を利用して、中国域内の公衆に対して、文書、図面、音声又は映像等のコンテンツのサービス(以下「生成系人工知能サービス」という。)を提供する場合には、本弁法が適用される(2条1項)。
2. 生成系人工知能サービスの提供・使用の条件:生成系人工知能サービスの提供・使用する者は、①社会主義核心価値観の堅持、②民族、性別等に対する差別の防止措置の採用、③知的財産権の尊重・不正競争行為の禁止、④他人の合法的権益の尊重、⑤生成コンテンツの正確性・信頼性を高める措置の採用、といった事項を遵守する必要がある(4条)。①については、「国家安全」の保護が本弁法の目的の1つとして掲げられ、「社会主義核心価値観」に反するコンテンツの生成が規制対象とされている点は、中国独特の規制であるといえる。
3. 分類・等級付け監督管理制度:意見募集稿には規定がなかったが、本弁法では、国は、生成系人工知能サービスに対して、分類・等級付け監督管理を行い(3条)、国の関連主管部門は、相応する分類・等級付けガイドラインを制定することになっている(16条2項)。
4. 生成系人工知能サービス提供者の義務:生成系人工知能サービス提供者(生成系人工知能技術を利用して、生成系人工知能サービスを提供する組織又は個人。22条2号)は、①合法的な根拠を有するデータ及び基礎モデルを使用し、②他人の法による知的財産権を侵害してはならず、③個人情報に関しては、本人の同意取得その他法令に定める条件に従わなければならない(7条)。また、違法コンテンツ発見時には、遅滞なく生成停止等の措置を講じ、是正措置を講じ、かつ、関連主管部門に報告しなければならない(14条1項)。
5. 罰則:本弁法に違反した場合には、「ネットワーク安全法」等の法令により処罰し、法令に規定がない場合には、関連主管部門より、警告、(情状が重大である場合には)関係サービスの提供停止を命じられる可能性がある(21条1項)。

上記1に関しては、中国域外のサービス提供者であっても、中国域内の公衆に対しサービスを提供する場合には、本弁法の規制対象となり得るため、中国域外のサービス提供者も本弁法に留意する必要がある。また、上記3の分類・等級付けガイドラインは未制定であり、本弁法の具体的運用について未確定な事項も少なからず存在するため、今後の動向にも注視する必要がある。

[原文] 生成式人工智能服务管理暂行办法 (国家互联网信息办公室、国家发展和改革委员会、教育部、科学技术部、工业和信息化部、公安部、国家广播电视总局令第15号)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、国家ラジオテレビ総局 (国家互联网信息办公室、国家发展和改革委员会、教育部、科学技术部、工业和信息化部、公安部、国家广播电视总局)

2023年7月10日公布、2023年8月15日施行

執筆担当:日本弁護士 芳賀洋一

「セルフメディア」の管理の強化に関する通知

[ポイント] セルフメディア(中国語では「自媒体」という)とは、もともと個人が SNS などで発信するアカウントのことを意味したが、近年では、企業など積極的に SNS アカウントを情報発信に利用しているため、セルフメディアの発信者は必ずしも個人に限らず、主に既存メディアとの区別において「セルフメディア」という用語が用いら

れている。このような経緯もあり、今回の通知を含めて、セルフメディアに対する明確な定義はなく、個人アカウントでも通知の適用範囲に含まれる可能性はあるといえる。

中国の建国以来、新聞やテレビ局などのマスメディアは「(共産)党の喉と舌」として、党・政府の体系に組みこまれてきた。しかし、インターネット時代の到来により、この体系からはみ出すセルフメディアのような情報発信主体が現れるようになった。メディア管理の主管当局にとって、このような新型のメディアをどのように管理するかは大きな課題である。

一方、野放図に発展してきたセルフメディアは、フェイクニュースの発信や著作権の侵害など、負の一面も顕著になってきている。

このような背景の中で、セルフメディアに対する管理を強化する本通知が発せられた。その主なポイントは以下のとおりである。

1. **アカウントと登録の管理**:セルフメディアは、党・政府・軍などの公的機関や報道機関と名乗ってはならず(1条)、また、金融や法律関連の情報を提供するセルフメディアはその資格認証情報を表示しなければならない(2条)。さらに、3か月以内に処罰歴のあるセルフメディアは、営利活動を禁止される(8条、9条)。
2. **情報の真実性と透明性**:セルフメディアは、その発信する情報の真実性に責任を持つように要求され、匿名での投稿が禁じられる(4条)。また、ニュースなどを発信する際に、情報源を明確化する義務を課されることになる(3条)。
3. **プラットフォームの責任**:セルフメディア・サービスを提供するプラットフォームも、セルフメディアの管理やフェイクニュースの排除を強化するよう求められる(5条、6条、7条、9条以下)。

[原文] [关于加强“自媒体”管理的通知](#)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

2023年7月10日公布

執筆担当:日本弁護士 張超鵬

草案・意見募集稿等

刑法改正案(十二)(草案)

[ポイント] 中国の刑法は、1979年に制定され、1997年に大きな改正を経て、1998年から2020年まで13回にわたり改正が行われていた。本草案は施行されれば、14回目の改正となる。本草案の主な内容は以下のとおりである。

1. 民間企業内部の背任行為に関する犯罪の追加
現行法では、国有企業内部の背任行為として、会社と同類の事業を不法に営む行為(165条)、親族・友人のために不法に利益を図る行為(166条)、利己的な目的で国有資産を廉価で株式に転換し、又は売却する行為(169条)の主体は、国有企業の董事その他の者に限ると定められている。本草案では、これらの犯罪行為の主体は民間企業の董事その他の者に拡大された。
2. 贈収賄罪の量刑の見直し
 - (1)贈賄罪の量刑の見直し及び重い処罰の事由の追加
現行法390条では、贈賄罪のうち、情状が深刻でない場合の最高刑期及び情状が深刻である場合の最低刑期は5年と定められている。本草案では、収賄罪の量刑とのバランスを図るため、上記の最高刑期及び最低刑期をいずれも3年に引き下げた。他方、本草案では、贈賄罪についての重い処罰がなされるべき事由として、複数回の贈賄又は複数人への贈賄、公務員による贈賄、重要・重大プロジェクトにおける贈賄、重要分野(司法、環境、食品・医薬品等)で行われる贈賄等が追加された。
 - (2)組織体への贈賄、組織体による贈賄に対する処罰の強化

本草案では、現行法 391 条に定める組織体への贈賄について、情状が深刻である場合の量刑として、3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科すると追加された。また、本草案では、組織体による贈賄の最高刑期について、現行法 393 条に定められている 5 年から 3 年へ引下げるとともに、情状が深刻である場合の量刑は、3 年以上 10 年以下の懲役に処し、罰金を併科すると追加された。

[原文] 刑法修正案（十二）（草案）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人民代表大会常務委員会）

（意見募集期間：2023 年 7 月 26 日～2023 年 8 月 24 日）

執筆担当：中国弁護士 李芸

生産安全事故制裁金処罰規定(改正意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、安全生産につき監督管理を行う应急管理部門が、2007 年から施行されている現行の生産安全事故過料処罰規定(試行)を改正しようとするものである。改正の目的は、生産安全事故の過料手続きをさらに規範化し、生産安全事故の発生企業単位及びその関係する責任者の法的責任を厳格に追及することにある。意見募集稿は全部で 25 条からなり、主な改正内容は以下のとおりである。

1. 管轄部門：現行の規定において、管轄部門は、安全生産監督管理部門及び炭鉱安全監察機構とされているが、中国の政府機関の行政権限の調整等に対応するため、意見募集稿では管轄部門は应急管理部門と鉱山安全監察機構と調整・明確化されている。
2. 処罰金額：2021 年に改正された「安全生産法」によれば、生産経営企業単位及びその責任者の安全生産違法行為に対する処罰は強化されている。本意見募集稿においても、安全生産法などの関連する法律の規定に合わせて、過料金額が調整されている。
3. 情状の認定の細分化：意見募集稿は、安全生産法第 114 条第 2 項の規定における「情状が特に重く、特に悪質な影響を及ぼした場合」をさらに細分化し、責任を負う生産経営企業単位に対して、過料金額の 2 倍以上 5 倍以下の過料を科すことができる 8 つの状況を明確にした。
4. 裁量基準：「生産安全事故報告及び調査処理条例」第 36 条の関連規定に基づき、本意見募集稿は、異なる状況に対する裁量基準を明確にするとともに、非主要責任を負う事故発生企業単位及びその関係責任者に対しても、具体的な情状に応じて過料を科すことができる旨を規定した。

[原文] 生産安全事故罰款処罰規定（修改征求意见稿）

[公布／公表機関] 应急管理部門（应急管理部門）

（意見募集期間：2023 年 7 月 24 日～2023 年 8 月 23 日）

執筆担当：北京事務所顧問 李加弟

ネットワーク暴力情報に関する管理規定(意見募集稿)

[ポイント] インターネットの普及により情報の伝達・交流が急速に発展する中で、中国においても近年の日本同様に、その匿名性を利用し個人に対し集団的に罵詈雑言を浴びせる等、「ネットワーク暴力」と呼ばれる問題も増加している。中国インターネット情報弁公室は、ネットワーク暴力を「ネットを通じて個人に対して集中的に公開される、侮辱や中傷、プライバシーの侵害、及び身心の健康に深刻な影響を及ぼす道徳的拘束、軽蔑や差別、悪意のある推測などの不良情報(2 条)」と定義づけ、対処策を講じるべく、本規定を公表し、社会的に意見を募っている。

なお、そもそもネットワーク暴力情報は中国の「インターネット安全法」26 条の「暴力的、或いは他人の名誉、プライバシーを侵害する情報」として現行法においても禁止されているが、本規定はより踏み込んで、ネットワーク暴力情報に対する対処策を SNS メディア等インターネットプラットフォームに義務を課すことで規制しようとするものである。具体的には以下の措置が目される：

1. 実名認証制度(6 条)：インターネットにおける実名認証は現行の制度であるが、本規定はプラットフォームに対し身分の偽装を防止する義務を課している。

2. ネットワーク暴力情報監視制度(9-11条): プラットフォームに対しネットワーク暴力情報のデータベースを作成し、監視体制を敷く義務を課している。
3. ネットワーク暴力情報拡散阻止制度(12-17条): 暴力情報がプラットフォームの推薦などに含まれないなど、暴力情報の拡散を防止する義務を課している。
4. ワンクリック保護制度(18-20条): プラットフォームに対し、ワンクリックで他人からのプライベートメッセージ、コメント、転送、通知などを閉じる設定をユーザーに提供し、ユーザーがネットワーク暴力のリスクに際した場合、ワンクリック防護を起動することを促すシステムメッセージをすみやかに送信する義務を課している。
5. 処罰制度(26-29条): プラットフォームはネットワーク暴力情報を拡散したユーザーに対し、警告、アカウント機能の制限、アカウントの閉鎖、再登録禁止、収益権限の停止等の措置をとることが想定されている。

[原文] [网络暴力信息治理规定（征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 中国インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

（意見募集期間: 2023年7月7日～2023年8月6日）

執筆担当: 中国弁護士 石瀛

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com